

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人
 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1-3-2
 オーチャー小網町ビル1階・6階
 TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>

■ どうする？最低賃金 どうなる？最低賃金

前回のいいの事務所ニュース（vol134）でもご案内しましたが、10月から令和5年度の最低賃金に変更となり、東京都では、1,113円に、全国平均で1,004円（初めて平均額が1,000円超え）全国加重平均は前年比43円となりました。

前回では、最低賃金の基本的な部分をご説明しましたが、今回は、第二弾として、具体的な実例を上げながら、実態に即した別のアプローチで最低賃金を深掘りしたいと思います。

■ 覚えていますか？（前回の復習）～10月からいくらに変わった？

主な都道府県の最低賃金額は以下の通りです。

都道府県名	令和4年の最低賃金額	引き上げ額	令和5年10月からの最低賃金額	発効予定年月日
北海道	920	40	960	令和5年10月1日
埼玉県	987	41	1,028	令和5年10月1日
千葉県	984	42	1,026	令和5年10月1日
東京都	1,072	41	1,113	令和5年10月1日
神奈川県	1,071	41	1,112	令和5年10月1日
静岡県	944	40	984	令和5年10月1日
愛知県	986	41	1,027	令和5年10月1日
大阪府	1,023	41	1,064	令和5年10月1日
福岡県	900	41	941	令和5年10月6日
全国加重平均		43	1,004	

■ 覚えていますか？（前回の復習）～最低賃金の計算方法は？

最低賃金は、「時給」で定められています。そのため、月給制や日給制の人は時給に変換して、最低賃金と比べる必要があります。

1. 時間給の場合
 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
2. 日給の場合
 $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
※ただし、日額が定められている特定(産業別)低賃金が適用される場合には、 $\geq \text{最低賃金額(日額)}$
3. 月給の場合
 $\text{月給} \div \text{月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

■具体的には…

会社が東京都にあり、月の平均労働時間が 160 時間である会社があった場合、月給 200,000 円の社員を時給に換算すると 1,250 円となり、東京都の最低賃金 1,113 円を上回っている となります。

月給 200,000 円
月平均労働時間 160 時間
会社所在地：東京都
1,250 円 > 1,113 円 ○

$200,000 \text{ 円} \div 160 \text{ 時間} = 1,250 \text{ 円}$

■初任給で考えると…

厚生労働省は毎年「賃金構造基本統計調査」の結果を発表しています。この調査は全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的しており、この中に新規学卒者の調査も含まれています。

令和 4 年(最新の調査)の大卒初任給は、平均 228,500 円、令和 3 年は、224,400 円
令和 2 年は 226,000 円という結果です。

賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
初任給の平均金額（大卒）

令和 4 年	228,500 円
令和 3 年	225,400 円
令和 2 年	226,000 円

上記の例の会社で時給を計算すると、

令和 4 年は、1,429 円（228,500 円÷160 時間）

令和 3 年は、1,409 円（225,400 円÷160 時間）

令和 2 年は、1,413 円（226,000 円÷160 時間）

となり、しばらくは、大卒初任給が最低賃金割れをすることはなさそうです。

■将来は…

8 月 31 日に開催された、政府の「新しい資本主義実現会議」で 岸田総理大臣は、最低賃金について、2030 年代半ばまでに 1,500 円に引き上げることを新たな目標にすると発表しており、今後も最低賃金が上がっていくと容易に想像ができます。

例えば、今年は、全国加重前年比 +43 円でしたので、毎年 43 円最低賃金が増加した場合、月平均労働時間が 160 時間の会社で月給換算すると、毎年 6,880 円月額が上昇していき、4 年後の令和 9 年には、最低賃金 1,285 円(月給 205,600 円)と月給 20 万円を超え、7 年後の令和 13 年には、最低賃金 1,414 円（月給 226,240 円）となり、令和 4 年の大卒初任給平均とほぼ等しくなります。

	最低賃金	引上げ額	月 額
令和 5 年	¥1,113		¥178,080
令和 6 年	¥1,156	+ 43	¥184,960
令和 7 年	¥1,199	+ 43	¥191,840
令和 8 年	¥1,242	+ 43	¥198,720
令和 9 年	¥1,285	+ 43	¥205,600
令和 10 年	¥1,328	+ 43	¥212,480
令和 11 年	¥1,371	+ 43	¥219,360
令和 12 年	¥1,414	+ 43	¥226,240
令和 13 年	¥1,457	+ 43	¥233,120
令和 14 年	¥1,500	+ 43	¥240,000

【想 定】

最低賃金が、毎年 43 円増加
月所定労働時間 160 時間
会社所在地 東京都

■まとめ

上記は、あくまでシミュレーションでの話となり、実際とは異なるかもしれません。しかし、岸田首相は、最低賃金を引き上げることを明言していますので、近い将来、月給制だから、最低賃金以上の賃金を支給していると、安心してはられない将来が来るかもしれません。

賃金が上昇していく社会情勢中で、会社が健全に発展していき、労働者も幸せに生活を送るためには、「働くこと」について社長、社員 会社の全員が自分事として考え直す時期が来ているのかもしれません。

【臨時休業のお知らせ】

11月14日(火)は 社員研修のため臨時休業となります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。